

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、津田港港湾隣接地域の指定変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成25年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 日時 平成25年10月18日（金曜日）午前11時から
- 2 場所 さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所2階会議室
- 3 指定変更により指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
津田	基点第1号から31度51分39秒に引いた線、基点第1号から基点第2号までを順次結んだ線及び基点第2号から75度44分35秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	三等三角点小野辺山（北緯34度17分17.4392秒、東経134度16分13.006秒）から302度47分10秒、2,478.99メートル、さぬき市津田町津田字汐田2571番88地先の表示杭
第2号	基点第1号から339度58分18秒、337.97メートル、さぬき市津田町津田字北原2893番17地先の表示杭